第5章 有害大気汚染物質調査結果

第5章 有害大気汚染物質調査結果

平成9年度から石川県では有害大気汚染物質のモニタリングを実施している。平成22年10月の中央環境審議会答申(第九次答申)において、「有害大気汚染物質に該当する可能性がある物質」が234物質から248物質に、「優先取組物質」が22物質から23物質に見直されている。

平成27年度は大気汚染防止法第22条の規定に基づく大気の汚染の状況の常時監視に関する事務の処理基準(平成13年5月21日環境省策定、平成25年8月30日最終改正)に基づき、優先取組物質23物質のうち、ダイオキシン類対策特別措置法に基づき別途モニタリングを実施しているダイオキシン類、形態別分析方法が確立されていない「六価クロム化合物」及び「クロム及び三価クロム化合物」を「クロム及びその化合物」とし、21物質を測定した。また、固定発生源周辺については、「特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律に基づくPRTR届出データ及びそれに準ずる情報を踏まえ把握することを基本とする。」とされたことから、小松市内において固定発生源周辺調査を開始した。

1 調査目的

発ガン性等、人の健康に悪影響を及ぼす可能性のあるベンゼン等の有害大気汚染物質について、 汚染の実態を把握するため、環境モニタリングを実施した。

2 調査地点

一般環境、沿道、固定発生源周辺における調査地点は、表5-1のとおりである。なお、平成27年度からマンガンに対する固定発生源周辺調査のため、いしかわ子ども交流センター小松館での調査を追加した。

区 分	調査地点	所 在 地	用途地域	実施機関
一般環境	七尾測定局	七尾市小島町二 33-4	住居地域	石川県
一般環境	小 松 測 定 局	小松市園町ホ 82	準工業地域	石川県
一般環境	駅 西 測 定 局	金沢市西念 3-4-25	住居地域	金沢市
沿 道	野々市測定局	野々市市御経塚 5-84	住居地域	石川県
沿 道	片 町 測 定 局	金沢市片町 2-2-20	商業地域	金沢市
固定発生源周辺	いしかわ子ども交流センター小松館	小松市符津町念佛 3-1	住居地域	石川県

表 5 - 1 有害大気汚染物質の調査地点 (平成 27 年度)

3 調査方法

(1) 調査期間

平成27年4月~28年3月

(2) 調査項目、捕集及び分析方法

表5-2に示すベンゼン等21物質(ただし、金沢市は環境基準が設定されている4物質)

(3) 調査頻度

12回/年(24時間採取):環境基準値が設定されている4物質

6回/年(24時間採取):指針値^{注)}が設定されている 9 物質

4回/年(24時間採取):上記以外の8物質

注) 平成26年3月に藤江測定局を廃止したため、平成26年度より片町測定局で調査を始めた。

注)指針値とは、環境中の有害大気汚染物質による健康リスクの低減を図るための数値として設定された環境目標値であり、大気調査 の評価にあたっての指標や事業者による排出抑制の指標として機能する値である。

表5-2 有害大気汚染物質の採取及び分析方法

調査項目	採取方法	分 析 方 法
ベンゼン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、 ジクロロメタン、アクリロニトリル、塩化ビニルモノマー、 クロロホルム、1,2-ジクロロエタン、1,3-ブタジエン 塩化メチル、トルエン	真空容器 ^{注)}	低温濃縮 GC-MS法
酸化エチレン	捕集管(臭化水素酸)	溶媒抽出 GC-MS法
アセトアルデヒド、ホルムアルデヒド	捕集管(DNPH)	溶媒抽出 HPLC法
水銀及びその化合物	捕集管(金アマルガム)	加熱脱着 冷原子吸光法
ニッケル化合物、ヒ素及びその化合物、 マンガン及びその化合物、ベリリウム及びその化合物、 クロム及びその化合物	石英ろ紙	酸分解(テフロン容器) ICP-MS法
ベンブ[a]ピレン		超音波抽出 HPLC法

注) 金沢市の採取方法は捕集管である。

4 調査結果

環境基準が設定されているベンゼン等 4 物質については表 5-3 のとおり、すべての地点で環境 基準を達成していた。また、指針値が設定されているアクリロニトリル等 9 物質についても表 5-4 のとおり、すべての調査地点で指針値を下回っていた。

一方、これらの基準が設定されていないアセトアルデヒド等 8 物質については、平成 26 年度の全国平均と比較すると、表 5-5 のとおり、七尾測定局において、酸化エチレンが全国平均とほぼ同様のレベルであったが、それ以外は全国平均を下回っていた。

表 5 一 3 有害大気汚染物質調査結果(環境基準設定物質) (単位: μ g/m³)

環境基準が設定 されている物質名	一 七 尾 測定局	般	境 駅 西 測定局	沿 野々市 測定局	道 片 町 測定局	環境基準 (年平均値)
ベンゼン	0.56	0. 47	0.83	0.71	1.5	3 以下
トリクロロエチレン	0.017	0.021	0.088	0.017	0.085	200 以下
テトラクロロエチレン	0.023	0.023	0.039	0.023	0.048	200 以下
ジクロロメタン	0.51	1. 6	1. 1	0.70	1. 1	150 以下

注) 環境基準における単位は mg/m³ であるが、桁数が増えるため μ g/m³ で記している。

表 5 一 4 有害大気汚染物質調査結果(指針値設定物質) (単位: µg/m³ ※ ng/m³)

指針値が設定 されている物質名	一 一 般 七 尾 測定局	環 境 小 松 測定局	<u>沿</u> 道 野々市 測定局	固定発生源周辺 いしかわ子ども 交流センター小松館	指針値 (年平均値)		
アクリロニトリル	0.014	0.014	0.014	_	2 以下		
塩化ビニルモノマー	0.016	0.016	0.016	_	10 以下		
クロロホルム	0.031	0.023	0.023	_	18 以下		
1,2-ジクロロエタン	0.023	0.023	0.023	_	1.6 以下		
水銀及びその化合物 ※	€ 2.2	2.2	2. 4	_	40 以下		
ニッケル化合物 ※	€ 1.2	1.6	1. 1	_	25 以下		
ヒ素及びその化合物 ※	€ 0.55	0.63	0. 44	_	6 以下		
1,3-ブタジエン	0.015	0.015	0.015	_	2.5 以下		
マンガン及びその化合物 🧏	€ 8.4	11	6. 6	26	140 以下		

注) 指針値における単位は μ g/m³であるが、水銀及びその化合物、ニッケル化合物、ヒ素及びその化合物並びにマンガン及びその化合物は、桁数が増えるため ng/m³で記している。

表5-5 有害大気汚染物質調査結果(基準が設定されていない有害大気汚染物質)

(単位: μg/m³ ※ ng/m³)

環境基準あるいは指針値が	一般	環境	沿 道	平成 26	6年度全国調査網	洁果
未設定の有害大気汚染物質名	七尾測定局	小松測定局	野々市測定局	平均值	範 囲	
アセトアルデヒド	0.70	0. 92	1. 1	2. 1	0.63 ~	8. 9
塩化メチル	1. 1	1. 1	1.2	1.5	0.13 ~	8.5
クロム及びその化合物 ※	0. 91	1.8	2.0	5. 3	0.46 ~	45
酸化エチレン	0.087	0.075	0.071	0.083	0.032 ~	1.0
トルエン	1.2	4.8	3. 0	7.4	0.49 ~	70
ベリリウム及びその化合物※	0.010	0. 0045	0. 0058	0.020	0.0021 ~	0. 15
ベンゾ[a]ピレン ※	0.042	0. 027	0. 032	0.18	0.022 ~	1.4
ホルムアルデヒド	1. 7	1.8	1.6	2.6	0.91 ~	10

注)全国調査結果は「平成26年度大気汚染状況報告書(環境省)」から引用した。

5 経年変化

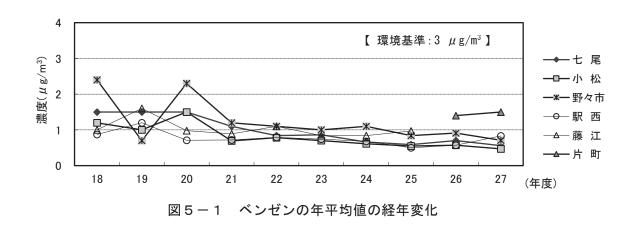
環境基準が設定されている 4 物質の年平均値の推移は、図 5 - 1 から図 5 - 4 のとおりである。 ベンゼンは、野々市測定局で調査を開始した平成 9 年度に $4.8\,\mu\,\mathrm{g/m^3}$ 、平成 10 年度に $4.0\,\mu\,\mathrm{g/m^3}$ と環境基準を超過したものの、平成 11 年度以降、環境基準を達成し続けており、平成 21 年度以降 は、全 5 地点で環境基準の 2 分の 1 から 4 分の 1 程度の濃度で推移している。

トリクロロエチレン、テトラクロロエチレンは、平成 22 年度以降、それぞれ環境基準の 5,000 分の1程度の濃度で推移している。

ジクロロメタンは、平成 21 年度には全地点とも環境基準の 100 分の 1 程度となり、それ以降、小 松測定局で、若干の増減は見られるものの、概ね横ばいで推移している。

指針値が設定されているアクリロニトリル等 9 物質については、指針値の 20 分の 1 から 1,500 分の 1 程度の低い濃度である。また、調査を開始以来、指針値を超えた地点はなく、いずれの物質もほぼ横ばいで推移している。

基準が設定されていないアセトアルデヒド等8物質のうち、酸化エチレンは七尾測定局において 平成24年度に過去10年間で最高値を示したが、それ以降は、例年の濃度レベルであった。それ以 外の8物質については、3測定局とも、ほぼ同様のレベルであり、概ね横ばいで推移している。



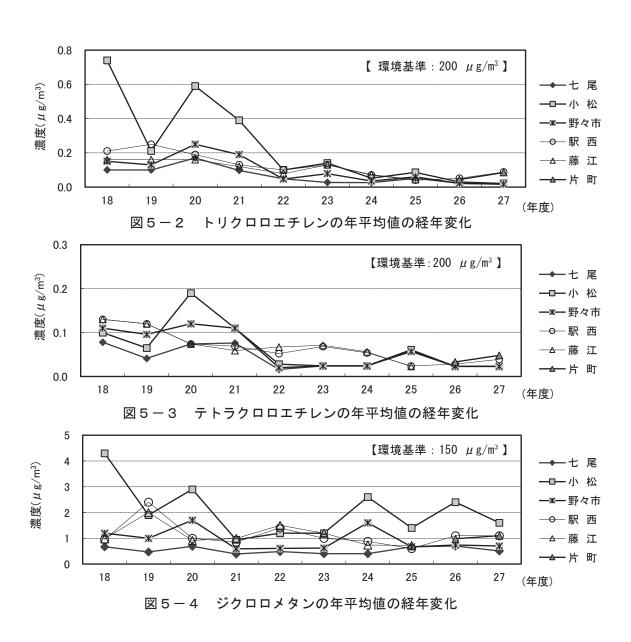


表5-6 環境基準が設定されていない物質の年平均値の範囲

(単位: μg/m³ ※ ng/m³)

有害大気汚染物質名(指針値)		~27 年度の 値の範囲	基準値設定の無い 有害大気汚染物質名		~27 年度の I値の範囲
アクリロニトリル(2以下)	0.0056	~ 0.091	アセトアルデヒド	0. 43	~ 3.0
塩化ビニルモノマー(10以下)	0.0040	~ 0.031	塩化メチル	1.0	~ 1.3
クロロホルム(18以下)	0.084	~ 0.23	クロム及びその化合物 ※	0.58	~ 10
1, 2-ジクロロエタン(1.6以下)	0.023	~ 0.15	酸化エチレン	0.025	~ 0.57
水銀及びその化合物※(40以下)	1.8	~ 2.8	トルエン	1.2	~ 5.7
ニッケル化合物※(25以下)	0.74	~ 6.1	ベリリウム及びその化合物※	0.0044	~ 0.094
ヒ素及びその化合物※(6以下)	0. 45	~ 2.1	ベンゾ[a]ピレン ※	0.027	~ 0.34
1,3-ブタジエン(2.5以下)	0.015	~ 0.23	ホルムアルデヒド	1.0	~ 3.3
マンガン及びその化合物※(140以下)	5. 2	~ 34			

ただし、「塩化メチル」と「トルエン」については、平成24年度以降の年平均値である。